

調達管理番号・案件名

24a00963_大洋州地域本邦スタートアップ・民間企業との共創促進のための情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2025年2月17日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	第2章 第3条 調査実施の留意事項、(2)JICA 事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践	PoC(概念実証)における3社の選定基準は何でしょうか。また、コンサルタントがRFP(提案依頼書)を発行して応募を募る予定はありますか。	第3条 調査実施の留意事項 (2) JICA事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践に記載の通り、当該コンテストの選考方法や選定基準を含む評価項目については受注者より提案、発注者と協議の上、決定します。
2	10	第2章 第3条 調査実施の留意事項、(2)JICA 事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践	選定基準が未決定の場合、誰がその基準を設定するのでしょうか。対象となる14か国の政府も関与するのでしょうか、それともJICAがコンサルタントの有無に関わらず決定するのでしょうか。	選定は相手国政府は想定せず、JICA案件との連携が念頭にあるため、当該案件を主管している部署が評価者になることが想定されています。具体的には受注者と発注者と協議の上、決定します。
3	10	第2章 第3条 調査実施の留意事項、(2)JICA 事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践	PoCの対象サイトは誰が決定するのでしょうか。	JICA事業が実施されているサイトが対象となります。第3条 調査実施の留意事項(2)JICA 事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践 に記載の通り、連携を想定するJICA事業は現時点で特定していないため、本調査開始後、考え得る分野・JICA事業を検討し、JICA内関係部署への説明、ビジネスコンテストへの参加協力の取り付けを行った上で、企画・運営頂くことを想定しています。
4	10	第2章 第3条 調査実施の留意事項、(2)JICA 事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践	PoC実施に際して、現地のインフラや許認可についての知識を持つ人材、技術的支援および現地の政府からの支援は提供されるのでしょうか。	JICA事業を実施する専門家/コンサルタントやC/P、JICA在外事務所が想定されます。他方、内容次第では支援が困難になることが想定されるため、PoC実施に必要なと思われる場合は現地庸人なども含めてご検討、ご提案ください。

5	10	第2章 第3条 調査実施の留意事項、(2)JICA 事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践	(6.)PoCの目標成果を設定するのは誰でしょうか。対象国の政府が関与するのでしょうか、それともJICAがコンサルタントの有無に関わらず決定するのでしょうか。	ビジネスコンテストの企画・運営及びPoCの実施については受注者からの提案に基づき、協議の上で決定します。なお、JICA事業のインパクト増幅を目的にPoCを実施し、民間企業との共創を検証します。対象国政府に対しても構想説明とPoC実施の了解を得ることは当然前提になりますが、目標成果の設定は相手国政府の関与は想定していません。
6	10	第2章 第3条 調査実施の留意事項、(2)JICA 事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践	ビジネスコンテストはハイブリッド形式で開催されるのでしょうか、それとも対面のみイベントでしょうか。対面の場合、参加者には渡航支援が提供されるのでしょうか。	ビジネスコンテストは、日本企業を対象に首都圏での開催を想定しているため、渡航支援の提供は想定していません。開催形式はご提案ください。
7	10	第2章 第3条 調査実施の留意事項、(2)JICA 事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践	PoCに選定された企業は、コンサルタントまたはJICAと契約を結ぶのでしょうか。	<p>コンサルタントとPoC採択企業との契約締結については、妨げません。国内再委託についても、認めることとし、以下のとおり、下線部を加筆修正します。</p> <p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)国内再委託 以下の業務については、国内再委託を認めます。 ①広報ツール制作 ②PoC採択企業によるPoC実施経費</p> <p>4. 見積作成に係る留意事項 (4)定額計上について 表項目「1」「費用項目:国内再委託または一般業務費(旅費)」</p>
8	11	第2章 第3条 調査実施の留意事項、(3)大洋州ならではのビジネス機会の提示	「大洋州ならではの」の文脈については、狭小政、遠隔性、隔絶性、海洋性の特性以外で認識しておくべき点がございましたら、ご教授願います。	太平洋島嶼国は人口・市場規模が小さく、他地域と比較しても経済合理性の観点から民間企業にとって収益性が見込みづらい地域であることを前提にご検討下さい。
9	13	第2章 第3条 調査実施の留意事項、(5)ビジネスセミナーの開催	太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク(PALM&G)に参加している、日本地方自治体は、高知県(事務局)、三重県、静岡県、兵庫県、高知県、鹿児島県、北海道、福島県、岡山県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、宮崎県、沖縄県、秋田県、大分県で間違いないでしょうか？	ご理解のとおりです。

10	14	<p>第4条 調査の内容 「(1)大洋州地域における官民共創の状況及びビジネス環境に係る情報収集、整理・分析」及び「(3)JICA事業とSU企業の共創実践」</p>	<p>調査全体は、SU企業だけではなく大企業・中小企業も含む官民共創を対象としていると理解しましたが、「(3)JICA事業とSU企業の共創実践」をSU企業に限定している理由をご教示いただけますでしょうか？また、「(3)JICA事業とSU企業の共創実践」について、SU企業以外にも中小企業等も共創実践の対象に含めることは可能でしょうか？</p>	<p>SU企業の革新的な技術を有する企業が多いため革新的な技術によりJICA事業効果の増幅が期待できるためです。中小企業等を対象とすることも妨げませんので、具体的にはプロポーザルにてご提案ください。</p>
----	----	--	---	---

11	14	第2章 第4条調査の内容(1)①6ポツ目。	「収益性を見込まない事業」とは、利益を追求するのではなく、社会的な目的を達成することを主な目的とする非営利組織(収入源は寄付、助成金や補助金)を指しますでしょうか？	非営利組織は想定しておりません。JICA側が考えている仮説は、例えば、必ずしも売り上げだけを目的としないリバースイノベーション(第三国展開含む)、企業ブランディング等です。
12	15	第4条 調査の内容 「(3)JICA事業とSU企業の共創実践」	「(3)JICA事業とSU企業の共創実践」について、「JICA事業(案件レベル)」との共創以外(例えば現地民間企業や現在JICA案件に関わっていない現地政府機関との共創等)も対象とすることは可能でしょうか？	本調査では想定しておりません。他方、JICAがそのような共創実践を行うことが適当、効果的と考えられる場合は、本調査結果を踏まえた提案・JICAへの提言に含めてください。
13	15	第4条 調査の内容 「(2)JICA事業の官民共創促進に向けた戦略性向上」	「①大洋州地域における主要な協力分野を特定」に関して、想定される主要分野の数をご教示いただけますでしょうか	第3条 調査実施の留意事項 (1)JICA事業の官民共創促進に向けた戦略性向上 に記載の通り、現時点では、航空、海運、産業、エネルギー等の分野を想定していますが、ターゲットや分野(含む分野数)は具体的には調査の中で発注者と協議の上、検討を行います。現時点で想定されるターゲットや分野があれば、プロポーザルにてご提案下さい。
14	15	第4条 調査の内容 「(2)JICA事業の官民共創促進に向けた戦略性向上」	「①大洋州地域における主要な協力分野を特定」に関しては、国単位で主要分野を特定するのではなく、大洋州全体で主要な分野を特定し、分野ごとの官民共創可能性を分析、提案するという理解でよろしいでしょうか。国単位で主要分野を特定し、官民共創可能性を分析・提案する場合、想定される国数をご教示いただけますでしょうか。	ご理解のとおり、大洋州地域全体で主要な分野を特定し、分野ごとの可能性を分析提案することを想定しております。
15	16	第4条 調査の内容 「(4)大洋州ならではのビジネス機会の提示」	「①大洋州ならではのビジネス機会や価値」は、大洋州地域全体におけるビジネス機会を提示するのか、国単位でビジネス機会を提示するのか、ご教示いただけますでしょうか。国単位の場合、想定される国数をご教示いただけますでしょうか。	国単位ではなく地域全体を想定しますが、全ての国を対象とせず、ビジネスモデルや分野等によって、メリハリをつけることを想定しています。

16	16	第4条 調査の内容(4)大洋州ならではのビジネス機会の提示	民間企業向けの広報ツールを作成する、とありますが、具体的なSNSの種類やすでにJICAが持っているチャネルの活用など具体的な広報ツールの想定やすでにJICAが持っている既存ツールの利用の想定はありますか？	紙媒体形式を想定しています。なお、より効果的な広報・情報発信のために、紙媒体に加えSNS等を用いた施策がある場合にはプロポーザルにてご提案ください。詳細は公示情報第3条 調査実施の留意事項(4)広報ツール作成を参照ください。
17	22	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項「2. 業務実施上の条件」	「2)渡航回数の目途 全6回」となっていますが、これはPoC伴走支援含む調査期間全体を通じた全業務従事者の渡航回数を合計した数値という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
18	22	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項「2. 業務実施上の条件」	「3)ビジネスコンテスト開催:2025年7月」という日程について設定理由がありましたらご教示いただけますでしょうか？また、連携が想定されているイベント等(例えば関西万博等)がございましたらご教示いただけますでしょうか？	特に理由はございません。第3条 調査実施の留意事項(2)JICA事業とスタートアップ(SU)企業の共創実践に記載の通り開催時期は提案頂き、発注者と協議の上決定することを想定しています。連携を想定するイベントはございませんが、効果が見込まれるものについてはご提案ください。
19	25	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項「4. 見積書作成にかかる留意事項」	ビジネスコンテスト及び国内セミナー開催費(会場費、広報費等)はプロポーザル提出時の見積に含める必要があるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
20	26	本調査団員の航空賃について	26ページ定額計上の対象となる経費「2」に現地渡航費(旅費)の記載があり、現地調査のための渡航費(航空賃)が含まれているものの、27ページにも「(6)旅費(航空賃)について」の説明があります。本調査団員の航空賃は定額計上でしょうか？それとも、定額計上ではなく旅費(航空賃)に計上となりますでしょうか？	現地渡航費は全て定額計上でお願い致します。
21	27	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項「4. 見積書作成にかかる留意事項」	「①大洋州地域における主要な協力分野を特定」に関して、想定される主要分野の数をご教示いただけますでしょうか	上記質問13の回答をご参照ください。

以上